

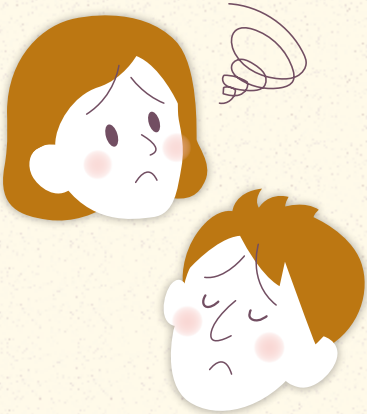
DVチェック ―関係を見つめ直してみませんか？―

配偶者やパートナーの態度や行動、言動に、思い当たることはありませんか？

- ☐ 思いどおりにならないと、殴ったり、蹴ったり、髪をひっぱったりする
- ☐ 機嫌が悪くなると物にあたるなど、あなたを怖がらせる行動や態度をとる
- ☐ 上手いかわないことを“すべて”あなたのせいにする
- ☐ 刃物などの凶器を身体に突きつけたり、命の危険を感じるような恐怖を与える
- ☐ 殴るそぶりや、物を投げつけるふりをして、おどかす
- ☐ 「バカ」「お前は何もできない」「甲斐性なし」などと、ののしる
- ☐ 何を言っても無視をして、口をきかない
- ☐ 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ☐ 大切にしているものを壊したり、勝手に捨てたりする
- ☐ 電話に出なかったり、メールをすぐに返信しないと怒る
- ☐ 着信履歴やメールを勝手にチェックしたり、無断で削除したりする
- ☐ 友人や家族との付き合いを嫌がったり、家の中に閉じ込めるなど、行動を制限する
- ☐ 別れようとする「つきまといやめる」「殺してやる」「自殺してやる」などと、おどす
- ☐ 見たくないポルノビデオや雑誌を見せたり、同じことをさせようとする
- ☐ あなたの気持ちや体調を無視して、キスや性行為を強要する
- ☐ 避妊に協力しない
- ☐ 「外で働くな」「仕事をやめろ」などと言う
- ☐ 生活費を渡さない、または、少額しか渡さない
- ☐ 家計をかえりみず浪費する、または、借金する
- ☐ 子どもに危害を加える、と言っておどす
- ☐ 子どもに自分を非難するようなことを言わせる

いつも相手の機嫌をうかがって、ビクビクし、
神経を張りつめて生活していませんか。

「こんな状況を誰にも話せない」
「話すともっとつらいことが起きる」
と思いませんか。



もしかしたら、それは**DV**かもしれません。

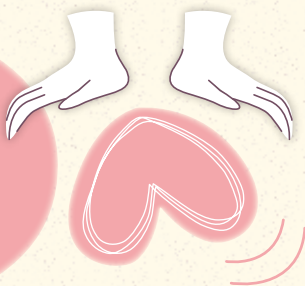
緊急の場合には迷わず110番

☐ 現金、通帳、キャッシュカード	☐ 健康保険証またはそのコピー	☐ 印鑑(美印、印鑑登録証、銀行印)	☐ パスポートなどの身分証明書	☐ 鍵(自宅、車など)	☐ 常備薬、処方箋
☐ 相談先、友人などの電話番号リストや住所録、電話番号	☐ 着替え	☐ 調停や裁判の証拠となるもの(医師の診断書、写真、日記など)	☐ 子どもの大切なもの(ランドセルなど)		

いざというときのために用意しておくといふもの

相談窓口一覧は
内面にあります

あなたの心の声に耳を澄ませてください。
とても小さな声ですが、それはあなた自身の心の叫びなのです。
あなたはいつもハラハラしたり、言い訳を考えてビクビクしたり
怯えなくていいのです。あなたは優しくされていいのです。
あなたは生活を楽しんでいいのです。
あなたは自由なのです。自由な心は希望へとつながって行きます。
少しだけ勇気をだして相談してみませんか？



様々な窓口があなたからの相談を待っています。
相談することで、あなたの中で問題が整理され、解決のきっかけがつかめるかもしれません。
相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は厳守いたします。このリーフレットに掲載して
いる相談窓口は、すべて無料です(通話料がかかります)。お気軽にご相談ください。

あなたは決してひとりではありません。

「夫婦の問題だから」「個人的なことだから」と、
自分ひとりで解決しようとしていませんか？
暴力のことは、なかなか人には相談しにくいものです。でも、暴力に悩んでいるのは、
あなただけではありません。暴力を受けているのは、あなたが悪いからではありません。
また、あなたひとりの努力で解決することは、多くの場合困難です。

ひとりで悩まないで、相談してください

すとおっぱ! DV

―配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか―

自分らしさを取り戻す

あなたにもきっとできます。

安全で気持ち良く暮らせる毎日。

あなたには、

そんな生活を送る権利があるのです。

.....

暴力から逃げたいけど、今の生活を変えるのは不安。

パートナーがしていることは、本当に暴力なのかな？

「ただの夫婦げんかでしょ」と言われそうで、相談しづらい。



仙 台 市

(公財) せんだい男女共同参画財団
仙台人権啓発活動地域ネットワーク協議会



多くの場合、DVにはサイクルがあると言わ
れています。
加害者は、暴力をふるった後、一転して反省
し、急に優しくなったり、もう二度としない
と謝ったりします。すると、被害者は「今度は
そわわってくれるはず」「本当は優しい人」な
どと考えます。しかし、暴力は繰り返され、
エスカレートしていく傾向があります。
日常的にふるわれる暴力によって、「つら
い」という感情がエスカレートしてしまったり、
気を失ってしまったり、ますます逃げるのが難し
くなってしまいます。
多くなってしまう場合もあります。

暴力のサイクル

子どもにとって、暴力を見聞すること自体が大きなストレスとなります。暴力のある環境
にいてことで、不安を感じ、落ち着けなくなったり、不登校や家出、非行の原因になるな
ど、子どもの発達や生活に大きな影響を与えたとされています。
さらに、身体的、心理的な暴力を受けた子どもは、暴力を感情表現や問題解決の手段とし
て、知らず知らずのうちに身につけてしまったり、心配されています。
子どものためにも、あなた自身のためにも、安心して安全な環境で暮らせることが大切です。

いいえ、違います。

子どものためにも我慢すべきだから...

束縛されるのは愛されている
証拠だから...
いいえ、違います。
束縛は、相手を自分のものと考えたり、自分
の思いどおりにしたいという考えからする
ことです。
そこには、相手への信頼や思いやりはあり
ません。

自分にも悪いところがあるから...
いいえ、違います。
あなたが、どんなに努力をしても、理由もなく
暴力をふるわれることはありませんか？
もし理由やきっかけに思いつくことがあつ
たとしても、それが暴力をふるってよいといふ
理由にはなりません。

こんなふうに思っていないませんか？

配偶者やパートナーからの暴力(DV)に悩んでいるあなたへ

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

DVとは、配偶者やパートナー(事実婚や元配偶者も含む)など、親密な関係にある(あった)相手からふるわれる暴力のことを言います。暴力はどのような形であっても、決して許されるものではありませんが、夫婦や交際相手などの間での個人的な問題と捉えられがちです。

また、暴力には様々な形態があります。これらの暴力は単独で起こることもありますが、多くの場合、何種類かが重なって起こります。

身体的暴力

殴る・蹴る、平手で打つ、物を投げつける、髪をひっぱる、突き飛ばす、腕をねじる、引きずり回す、首を絞める、刃物を突きつける など

精神的暴力

大声でどなる、無視をする、人格を否定する、「バカ」「誰のおかげで生活できているんだ」「お前は何もできない」などと言う など

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働かせない、ギャンブルなどにより浪費する、無断で自分名義の借金をする など

性的暴力

見たくないポルノビデオや雑誌を見せる、嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など

社会的暴力

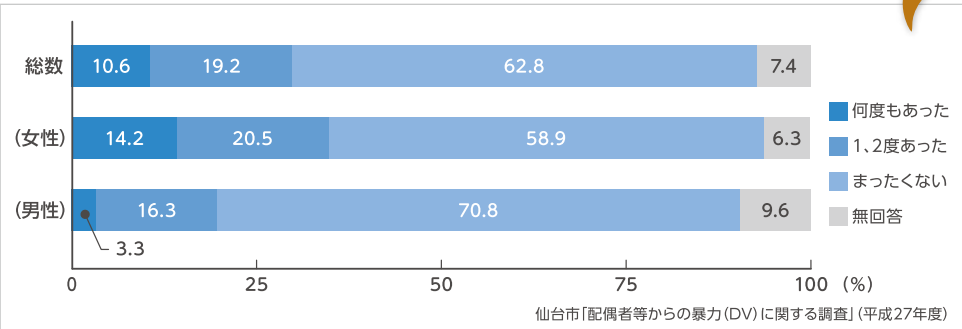
友人や家族などとの付き合いを制限する、人間関係や行動を監視する、電話やメールの内容を監視する、外出を禁止する など

子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるったり非難・中傷する、子どもに危害を加えると言っておどす など

DV被害は、とても身近で起きています

仙台市が平成27年度に実施した調査によると、今まで結婚したことのある人(734人)のうち、配偶者から“身体的暴力”“精神的暴力”“経済的暴力”“性的暴力”のいずれかの行為について被害経験があると回答した人は、**女性の約3人に1人、男性の約5人に1人**となっています。DVは、とても身近な問題です。

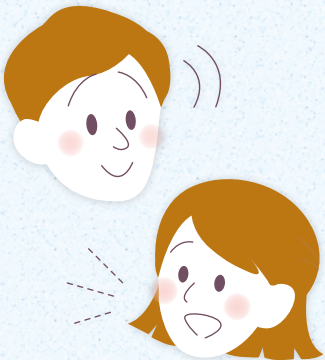


身近な人をDVから守るために

もしもDVについて相談されたら、どのように対応すればよいですか？

1 安全確保を優先しましょう

DVは、命にかかわる危険をはらんでいます。特に、身体的暴力を受けている場合や命にかかわる脅迫を受けている場合などには、安全の確保が最優先です。危険だと感じたら、被害者に警察や専門の相談機関に連絡するよう伝えてください。



2 まずは、じっくり話を聴きましょう

DVで悩んでいる人の心は、とても傷ついています。まずは、本人の置かれている状況やその人が持つ恐怖・不安を受け止めてあげることが大切です。まずは、本人の心情に配慮し、じっくり話を聴きましょう。

3 「あなたは悪くない」と伝えましょう

相談者は、暴力をふるわれたのは自分のせいだと、自分自身を責めてしまうことがあります。「あなたは悪くない」と伝えることは、つらい気持ちを軽くします。「相手の言い分も聴いてみなくては」「あなたにも原因があるのでは」という言葉や態度は、勇気をもって声を上げた本人の心を傷つけることになります。

4 暴力を容認しないようにしましょう

「そんなのただの夫婦げんかでしょ」「子どものために、もう少しがまんしたら」などと暴力を容認するようなことを言わないようにしましょう。どんな理由があっても、暴力は決して許されません。

5 秘密は守りましょう

相談を受けた内容は、本人の承諾なしに、第三者に口外しないようにしましょう。秘密が加害者に漏れてしまうと、とても危険です。

6 本人の意思を尊重しましょう

問題解決のための行動のアドバイスはしても、意見や考えを押しつけたりせず、本人の意思を尊重しましょう。それが、たとえ相手を心配する気持ちからの言葉や行動であったとしても、混乱している気持ちをさらに傷つけてしまう場合もあります。また、自分で決めることが本人の力にもなります。

7 専門の相談機関を紹介しましょう

あなたひとりで何とかしようとせず、悩んでいる人には、このリーフレットを渡して、専門の相談機関を紹介してあげてください。あなた自身の安全にも配慮してください。

DVの通報の努力義務



DV防止法(第6条第1項)では、「配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限る)」を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」と規定されています。

DV被害者は、ひとりで悩んでいることが多く、家族や周りの人が気づいてあげることも重要です。

DV被害者を守る法律があります

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

対象は「配偶者」からの暴力ではありません。

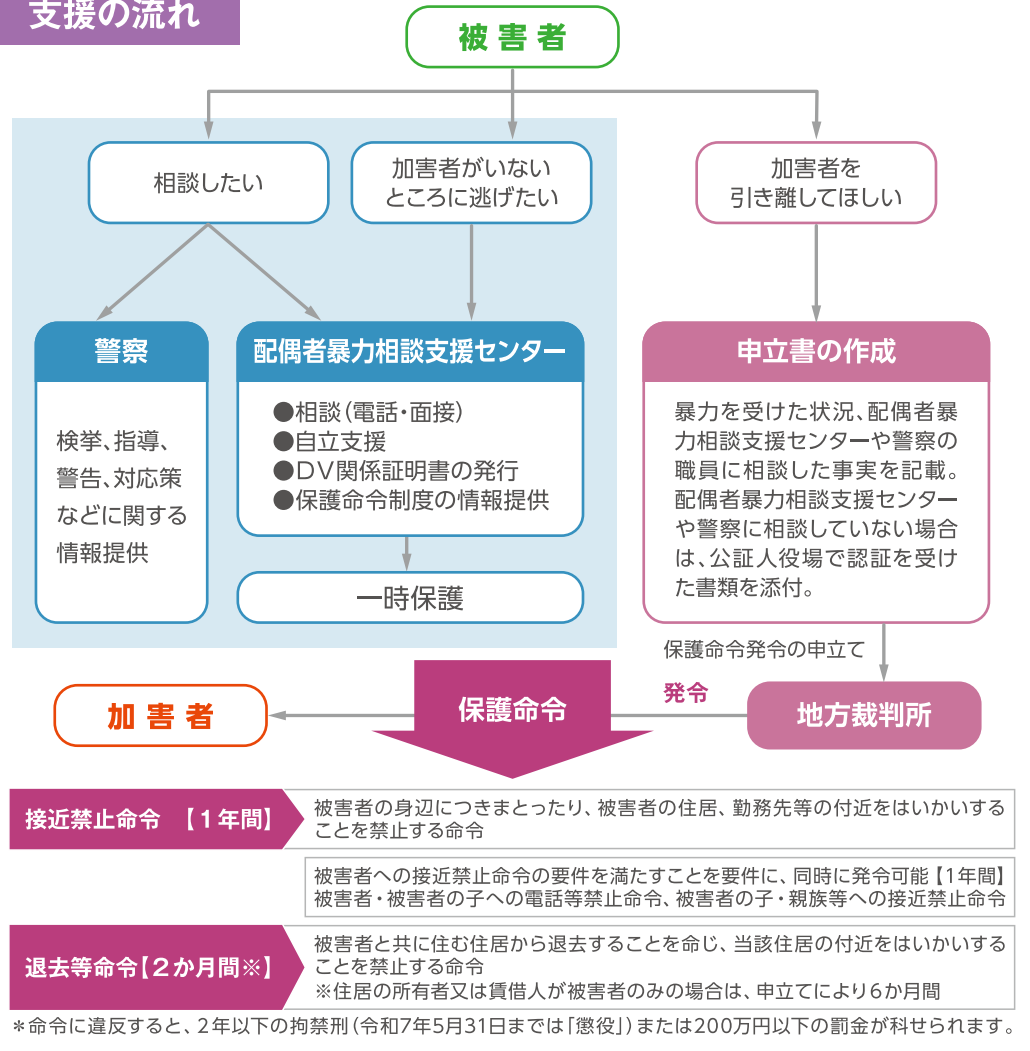
婚姻の届出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じような事情にある人や、元配偶者、共同生活を送る交際相手からの暴力も対象となります。

暴力の範囲は身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力も含みます。

この法律は「身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を対象としています。



支援の流れ



相談窓口一覧

仙台市「女性への暴力相談電話」【仙台市配偶者暴力相談支援センター】		
022-268-5145	【月・水～金曜日】9:00～17:00 【火曜日】9:00～19:00 ※祝日及び年末年始を除く	DVや性暴力の被害など、女性に対する暴力に関する相談
仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 「女性相談」		
022-224-8702	電話相談 【月・水～土曜日】9:00～15:30 ※祝日及び年末年始、休館日を除く	DVに関する相談、夫婦、男女の問題、家族、子育て、こころの問題、生き方、人間関係、セクシュアル・ハラスメントなど、女性が抱える様々な悩みに関する相談
022-268-8302 (予約電話番号)	面接相談(事前予約が必要です) 【月・水～土曜日】9:00～17:00 【火曜日】9:00～21:00 ※祝日及び年末年始、休館日を除く	離婚や相続、労働など法律に関わる問題(弁護士が対応)や就業による自立に関する相談を希望される方は、面接相談の際にご相談ください
仙台市各区保健福祉センター		
【青葉区】 022-225-7211(代) 【宮城総合支所】 022-392-2111(代) 【宮城野区】 022-291-2111(代) 【若林区】 022-282-1111(代) 【太白区】 022-247-1111(代) 【泉区】 022-372-3111(代)	【月～金曜日】8:30～17:00 ※祝日及び年末年始を除く	子どもや家庭の保健と福祉に関する相談 (「DVに関する相談がしたい」とお伝えください。担当におつなぎします)
仙台市「男性のための電話相談」		
詳しくは市ホームページでご確認ください。 仙台市男性相談 で検索		
宮城県「みやぎ男女共同参画相談室」 男性相談		
022-211-2557	【水曜日】12:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く	生き方、働き方、人間関係など男性が抱える様々な悩みに関する相談
宮城県女性相談支援センター【宮城県配偶者暴力相談支援センター】		
022-256-0965	【月～金曜日】8:30～17:00 ※祝日及び年末年始を除く	DVに関する相談、女性が抱える様々な悩みに関する相談(電話・来所)
みやぎ夜間・休日DVほっとライン		
022-725-3660	夜間【木・土曜日】17:30～21:00 休日【日曜日】13:00～17:00 ※祝日及び年末年始を除く	DVに関する相談
NPO法人 ハーティ仙台		
022-274-1885	【月～金曜日】13:30～16:30 【火曜日】18:30～21:00 ※祝日及び年末年始、お盆休みを除く	DVに関する相談、夫や彼女との関係、性暴力被害、親子や友人関係等、女性が抱える様々な悩みに関する相談
宮城県警察「相談総合窓口」		
# 9110 022-266-9110	年中無休・24時間受付	防犯や暴力、ストーカーなど、様々な悩みに関する相談
仙台法務局「女性の人権ホットライン」		
0570-070-810	【月～金曜日】8:30～17:15 ※祝日及び年末年始を除く	DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐる様々な人権問題に関する相談
DV相談+ (プラス)		
0120-279-889	年中無休・24時間受付 ※チャット: 12:00～22:00	DVに関する相談(メールやチャットでも相談可能。英語など10か国語での相談にも対応しています)
(一社) 社会的包摂サポートセンター「よりそいホットライン」		
☎ 0120-279-226 ↓宮城・福島・岩手以外にお住まいの方 ☎ 0120-279-338	1番 3番 年中無休・24時間受付 8番 【火・木・土曜日】16:00～翌日4:00 (8番は宮城・福島・岩手にお住まいの方のみ)	1番 暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いて欲しい 3番 DV・性暴力など女性の相談 8番 10代20代の女の子の相談